混合粗大ごみの受入れをします

ご家庭で不用になった混合粗大ごみの処理を希望される方は、名和クリーンセンターへ直接持ち込んでください。

なお、家庭から出るごみが対象ですので、事業所ごみの持ち込みは受け入れできません。

混合粗大ごみとは

【燃える物と燃えない物が一緒になっていて、自力での分別が困難な粗大ごみ】

（例）電気毛布、電気カーペット、スプリング入りソファー、マッサージチェア、オルガン、電気コタツ、スピーカー、木製の台付きミシン、ゴルフバッグ、チャイルドシートなど

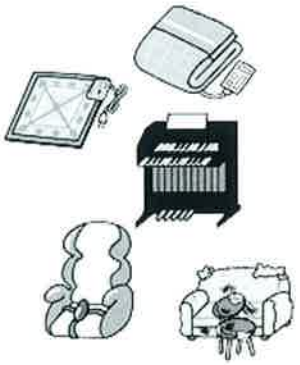

●可燃粗大ごみの受け入れはしません。

（例）タンス、布団、たたみ、木製ベッドなど

日　　時	6月19日（日） 9時～12時 13時～15時
持ち込み場所	名和クリーンセンター
手数料	200円／10kg

※手数料は名和クリーンセンターにおいて、現金でお支払いいただきます。

◆問い合わせ先

役場本庁住民生活課
☎0859-54-5201
大山支所総合窓口課
☎0859-53-3311
中山支所総合窓口課
☎0858-58-6111

耕作放棄地の再生・利用を支援します！

大山町地域耕作放棄地対策協議会（事務局・大山町農林水産課内）では、農振農用地区域内の耕作放棄地を再生利用する農作業などの取り組みを支援します。

〈対象農地〉

農振農用地区域内の耕作放棄地（保全管理が行われていない、または保全管理の水準が低い農地）

〈対象者〉

対象農地を使用貸借権の設定・移転・所有権の移転、農作業受委託などにより、再生年度から5年間以上耕作する農業者または農業者などが組織する団体など（土地所有者は支援対象となりません）

〈支援内容〉

まずは草刈りから始めよう

●再生作業（障害物除去・深耕・整地など）への支援

▼事業費

果樹園後地は40万円／10a、それ以外は30万円／10aを上限額とします。

次は土づくりをしよう

●土壌改良（肥料・有機質資材の投入、緑肥作物の栽培など）への支援

▼一律2.5万円／10a

作付を始めよう

●営農定着（営農資機材などの調達、導入作物の絞込み・適正確認など）への支援

▼一律2.5万円／10a

＊ただし主要食米、麦、大豆、そば、菜たねなど、および水田活用の所得補償の交付対象地を除く

※申込みいただいた農地は、協議会で審査を行います。審査結果によっては、対象にならない場合があります。

支援は予算額以上の事業費となった時点で受付を締め切らせていただきます。毎月15日を申込みの区切りとし、11月末日を申込みの期限とします。

また、翌年2月末までに事業完了できるものを対象とします。

◆問い合わせ・申込み先

大山町地域耕作放棄地対策協議会事務局（農林水産課内☎0858-58-6116）

労働保険の「年度更新」はお済みですか？

労働保険の年度更新手続きが始まっています。事業主のみなさんは、平成22年度の確定保険料および平成23年度の概算保険料並びに石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告・納付が必要です。年度更新説明会などを参考に、7月11日までの申告・納付手続きをお願いします。

申告書の提出は、期間中に設ける集合受付会場、金融機関・郵便局・鳥取労働局で受け付けています。また、申告書右側上部に印書してあるアクセスコード（8桁の英数文字）により電子申請を利用することで（電子申請するには、あらかじめ政府が認めた認証局の発行する「電子証明書」が必要です。）労働局等の窓口へ出向くことなく年度更新手続きを行うことができます。電子納付も行うことができますのでご利用ください。

◆問い合わせ先

鳥取労働局労働保険徴収室
☎0857-29-1702